

一、期間 今期国会開会中
二、費用 八五〇、〇〇〇円

内訳

調査研究費 三五〇、〇〇〇円
会議費 一〇〇、〇〇〇円
事務費 二〇〇、〇〇〇円
旅費 二〇〇、〇〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四條第二項により要求する。

昭和二十四年十二月十三日

農林委員長 柳見 義男

参議院議長佐藤尚武殿

去る十四日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

選挙法改正に関する特別委員 鬼丸 義賢君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

選挙法改正に関する特別委員 木内 四郎君

同日議長から、内閣総理大臣、大蔵大臣、運輸大臣及び労働大臣宛左の決議を送付した。

仲裁裁定に基く給與支給に関する決議

一昨十五日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方自治法の一部を改正する法律案
同日左の質問主意書を内閣に転送した。

さんま漁解禁日繰下げに関する質問
主意書(江熊哲翁君提出)

新漁業法実施に伴う政府の対策に関する質問主意書(江熊哲翁君提出)

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

参議院運営委員 岡元 義人君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

参議院運営委員 加賀 操君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

選挙法改正に関する特別委員 遠山 丙市君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

選挙法改正に関する特別委員 左藤 義詮君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

改正並びに恩給支拂促進に関する質問に対する答弁書

参議院議員中平太郎君提出恩給法の改正に関する質問に対する答弁書

去る六日外務委員長から提出した左の調査承認要求書は昨十六日議長がその撤回を許可した。

請和に關連する基本方針樹立に関する調査承認要求書

去る六日外務委員長から提出した左の調査承認要求書は昨十六日議長がその撤回を許可した。

去る六日外務委員長から提出した左の調査承認要求書は昨十六日議長がその撤回を許可した。

去る六日外務委員長から提出した左の調査承認要求書は昨十六日議長がその撤回を許可した。

去る六日外務委員長から提出した左の調査承認要求書は昨十六日議長がその撤回を許可した。

去る六日外務委員長から提出した左の調査承認要求書は昨十六日議長がその撤回を許可した。

去る六日外務委員長から提出した左の調査承認要求書は昨十六日議長がその撤回を許可した。

去る六日外務委員長から提出した左の調査承認要求書は昨十六日議長がその撤回を許可した。

去る六日外務委員長から提出した左の調査承認要求書は昨十六日議長がその撤回を許可した。

去る六日外務委員長から提出した左の調査承認要求書は昨十六日議長がその撤回を許可した。

去る六日外務委員長から提出した左の調査承認要求書は昨十六日議長がその撤回を許可した。

去る六日外務委員長から提出した左の調査承認要求書は昨十六日議長がその撤回を許可した。

去る六日外務委員長から提出した左の調査承認要求書は昨十六日議長がその撤回を許可した。

去る六日外務委員長から提出した左の調査承認要求書は昨十六日議長がその撤回を許可した。

一、方法 民、官、学各界からの意見を聴取し、資料を蒐集し、必要に応じて実地検討のため議員を派遣する。

一、期間 本会期中

一、費用 四三〇、〇〇〇円(昭和二十四年十二月より昭和二十五年四月に至る五ヶ月間)

内訳

手当及び給與金 三〇、〇〇〇円
会費 五、〇〇〇円
役務費 五、〇〇〇円
消耗品費 五、〇〇〇円
備品費 五、〇〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四條第二項により要求する。

昭和二十四年十二月十四日

外務委員長 野田 俊作

参議院議長佐藤尚武殿

一昨十五日各委員長から提出した左の調査承認要求書に対し、議長は昨十六日これを承認した。

調査承認要求書

一、調査の目的 国家公務員の給與問題に関する調査承認要求書

一、事件の名称 国家公務員の給與問題に関する調査承認要求書

一、調査の目的 先に人事院より「国家公務員の給與額及び勤務地手当に関する報告」が国会に提出されたが、公務の民主的能率的運営をはかり、もつて国家公務員制度の確立を期するためには、先ず

国家公務員の給與を適正妥當ならしめる必要がある。よつて本委員会は、国家公務員の給與に関する諸問題の研究調査を行行。

一、利益 国家公務員の給與を適正化し、公務の民主的能率的運営に寄與する。

一、方法 各方面の關係者、学識経験者等より意見及び説明を聴取し、資料を蒐集し、必要に応じて各地における事情を実地調査する。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四條第二項により要求する。

昭和二十四年十二月十五日

人事委員長 中井 光次

参議院議長佐藤尚武殿

社会保険制度に関する調査承認要求書

一、事件の名称 社会保険制度に関する調査承認要求書

一、調査の目的 社会保険制度の確立が現下の最も重要な問題であるのにかんがみ、社会保険制度に関する各国の事例及び我が国の複雑な現行制度等の検討を行い、日本の実情に即した理想的な社会保険制度を創案してその立法化に資する。

一、利益 社会保険制度を速かに完成し、もつて國民生活の安定の基礎を確立することが出来る。

一、方法 關係者から意見を聴取

に関する調査

第三十四條第二項以下各款

○國語長（相映畫作） 五五五

参議院議長佐藤信武殿

五十四億七千万円を限り一般会計上

ら繰入金をなさんとするものであります。

さて本案は第六国会において十一月十八日より十二月三日まで審議を盡し、大蔵委員会においては原案通り可決すべきものと決定したものであります。が、本会議に上程に至らずして審議未了になり、本国会に改めて提案せられたものであるであります。本案については、本日政府より提案理由の説明がありましたが、小川友三委員より、本案は前国会において十分審議を盡したものであるから、質疑及び討論を省略し採決せられたしとの動議があり、この動議は多数を以て可決せられましたので、直ちに採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。尚、詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

右御報告いたします。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 本案に対し討論の通告がございます。順次発言を許します。中野重治君。

「中野重治君登壇、拍手」

○中野重治君 日本共産党はこの薪炭特別法案に反対であります。なぜかという、これは五十四億七千万円という性質の如何わしい赤字を一般国民から持つて行った税金で埋めようとする犯罪的な法案であるからであります。問題は戦争時代から続いて起つておりますが、要するに一九四〇年頃から以

後九一年間に、薪炭の生産、売買、消費、配給、こういうものをめぐつて非常に大きな不正が行われて来て、その結果、生産者に支拂うべき大枚の金を支拂われない。金庫をあけてみると、中が空っぽになつておる。そこで買ひ止めとなる。そこで供出者、生産者の方で大騒ぎになつて、政府その他の機関も黙つておられなくなつた。調べて見ると、統々不正が現われて来た。こういう問題であります。実際調べて見ると、炭、薪を野山に叩きにして、野ざらしに積んで置いて、倉敷料を取り、動かさないものについて移動手数料を取り、送らないものについて輸送料を取り、それから一等品を三等品だというふうにして鞘を取る。それから、それを伝票でごまかして空供出をやる。その結果、木炭では一四%、薪では三三%、ガス薪では九・五%、金に見積つて十四億四千万円のものがある。現品がない。それで空知木炭というふうな新しい言葉までできて来るというふうになつておる。ついでに言へば、この木炭関係で最大の不正が行われておる地方は高知県です。薪に關して最大の不正が行われておる地方は秋田県です。これは二つとも民自党政府に關係の浅くない土地である。

で、大炭事務所に見ると、これは悪質な大頭株の業者に引續り廻されておる事情として、そして、一九四一年には一四八十三億であつた炭が、四

八年の六月には二百二十四億になるといふ工合ですから、悪質業者の頭株が人民を凍えさせて置けば金がうんと儲かるという仕組みがつつと続けられて来ておる。こうやつて集まつた金を、これは前金或いは現品引替で金を集めておるのですから、莫大な金になります。が、その莫大な金をば悪い業者の大頭株が政府に支拂わないで、つまりそれだけ国民の金を横領して、そしてその金を自分の懐に入れて、再び山元へ行つて貧しい生産者の品物を叩き買ひにする。こういうことをやつて来ておる。で、このことが調べると統々現われて来ております。ところが会計検査院が会計検査院としての役目をずつとやつて来ておらない。そこで、そのぼろを隠すために薪炭証券というものを発行して、それをあれこれやり繰りして来たけれども、こういう如何わしい赤字が出てしまつた。それから、これは先国会の委員会でも詳しく質疑討論した結果現われているのですが、この問題は軍政府から始まつて歴代の政府、特に一九四八年以来の民自党政府、それから会計検査院、林野庁、行政管理局、国家警察、こういうものが陰に陽に、客観的にはグルになつて、そして国庫の金を食つて来た、直接生産者を食つて来た。その尻を苦しめながら集めた税金で埋めようといふのですから、極めて犯罪的な法案と、こういう

ことにならざるを得ないのであります。それですから、これはさつき説明しましたように、送らないものについて輸送料を取るとか、野ざらしにして置いて倉敷料を取るとか、そういうふうなことが行われておる。それから現に刑事問題になつております。これは新聞なんかにも現われております。一々名前或いは政黨關係を申しませんが、多くの刑事問題が現に進行中である。こういう現に進行中である犯罪問題に結び付いて、あいて来た穴がこの五十四億七千万円の中に相當部分食い込んでおるのですから、これを国民からの税金で埋めようとするのは、冒濫断絶といふことになりまして、これは被害者から賠償を取立てて、それを加害者に奉るといふ、こういう理不盡な法案になる。こういうものには、我々は絶対に賛成することができない。特に私が言つてもありませんけれども、現に国鉄裁定の問題では、非常に大きな問題が出ておる。官公庁労働者からの強い要求も出ておる。現に今日は日雇労働者が国会に来て、そして六千四百円ですか、でなければ青酸加里をよこせと言つて、今非常に強い叫びを出しております。それですから、この法案は盗んだものについて、その被害金を盗まれた者から取立てて、盗んだ泥棒に與えて行こうという案ですから、それ自身極めて犯罪的なものなんです。今日飯を食わせて働かせると

いう、こういう強い要求が出ておるに、その方は脱走して、そしてこの犯罪的なものを通そうといふことになれば、これは二重に犯罪的になる。それだから我々はこの法案はどうしても非難しなければならぬのであります。そして、そういう金があるならばそれは渡すべきところへ渡さなければならぬ、渡すべきところへ金を渡さずにおいて、渡してはならないところへ無理に金を持つて行こうといふのは絶対に反対である。今日の委員会では多数でこの法案が可決されるべきものとして今ここに送られて来ておりますが、我々はこの点に關しては参議院が相當に責任を負つて、こういう犯罪的な法案は非難しなければならぬと思ふ。若し不幸にして、こういう犯罪的な法案が参議院で多数によつて通過するとなつたとしても、かかる犯罪案に賛成する者だけで我が参議院が構成されてはおられないといふことを我々はここで宣告したいと思ふ。そしてその反対の先頭には日本共産党が立つておるといふことを宣告するものであります。(宣伝じやないか)と呼ぶ者あり何だ……。

○副議長(松嶋喜作君) 小川友三君。

「小川友三君登壇、拍手」

○小川友三君 本議員は、この法律案に對しまして賛成をするものであります。その賛成の理由を少し申し上げます。

今回のこの金額の中には、生産者に拂う金が二十数億円で、拂わなくちやならないものがあるのでありまして、これを拂わなければ製炭業者といふものはこの年末は送れない、親子心中する人を作るかも知れないというよ

うな政治性を持ち、生活擁護の立場から、本案はどうしても通して、そうして製炭業者並びにこれを、現在昭和十五年の近衛内閣以来、十一代に互りまして、この薪炭需給に對しましては、各内閣が非常に骨を折つて、そして炭を使う国民に對しまして便宜を大いに拂つておつたといふことは、これは認めることが出来るのであります。そうしてこの政府が、七月から炭を生産者から買わなくなつたという面について、大蔵委員会においては、政府は十分の善処をするという政策を持つていらつしやるのであります。この案は飽くまでも生産者を中心とする、いわゆる作る人を救済する法案であります。又不正が幾分あつたといふことも、それは事実でありますけれども、それは検査庁において適當に手を入れて、そうして使つた連中から全部それを回収する、来年一杯には空気が木炭の金は回収できるという見込みが付けておるのであります。本案に對しまして、本議員は賛成いたします。

(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 天田勝正君。

「天田勝正君登壇、拍手」

○天田勝正君 日本社会党は本法案に反對いたします。

世の中に魔術不思議という言葉がございます。この言葉に、凡そこの法案ぐらゐびつたりと当嵌まるものはないと存じます。先程大蔵委員長は十分に審議されたとおされておるのであります。第六回会におきまして、予算委員会、或いは農林委員会、或いは大蔵委員会において十分審議いたしました結果、明らかにされました点は、たゞ薪炭の需給に對してその損耗が極めて歴大であつた、その理由については明らかにしたのでございするが、その責任いずこにありやといふ点につきましては、全く明らかにされておらないので、これを要約いたしますならば、全くこの責任の所在は、誰が惹き起したものでや不明のまゝに、ただ五十四億七千万円の国費が無駄に使われた、こういうことになるのであります。恰もこれは天然現象によつて空に風が吹くごとく、或いは天から雨が降るごとく、いつの間にかやうしたことが起きてしまつた。こういう説明になつておるのであります。私共はかような不明確なる、責任の所在不明確なる理由によつて、税負担からこの尻拭いするといふことには、断じて反對せざるを得ないのであります。

反對の第二の理由は、政府の説明によりますならば、その責任を全く分

散しておる。これを一々申上げますならば限りがないのでございしますが、その二つを取つて見まして、先ず政府の提出いたしました資料によりますれば、薪炭需給調節特別会計にその理由がある。つまり会計令が不備なるが故にかような損失が生じたのであります。この説明されておるのであります。凡そその年度内に損失或いは利潤が上つたことが分らないやうな人達はその責任の衝に當つておるといふこの事態、かような点一点をとつて見ましても、全く責任逃れであると言わざるを得ないのであります。

次に評価益が加算されて参つたために、十年に及んで、それが水膨れ的に今日まで押し進められ、そのために今日の歴大なるこの赤字が生じた、こう言うておるのであります。ところが段々追及いたして参りますれば、政府の機関であります行政管理局の報告によりまして、二十二年以前においてはさうな赤字は極めて微々たるものであつて、これらの歴大なる赤字はかかつてそれ以後に生じておるといふことが明らかであります。この長年に亘るところの責任の分散、これは全く政府の虚構なる申立てであるといふことが明らかになつておるといふ点であります。(拍手)

第三に、政府各機関の調査の善悪であります。先程も中野議員からも指摘されましたが、会計検査院、或いは林

野庁、或いは行政管理局、これらの提出されました資料は、盡く食い違つておるのであります。この点も又冒頭に申上げましたように、全く責任の所在を晦ますといふ一方的な而も悪意に満ちたやり方であるといふことは指摘できるのであります。更に最もきつた言葉を以てこれを合理化しようといふ点は、若しこの法案を通過させなければ生産者が困るという点であります。こういふことによりまして、これらの犯罪的な行為が看過される、かようなことは断じて許し得ないのであります。生産者への支拂の方法は他に幾多の方法がございします。勿論、金融措置もありましようし、少くともこれらの原因を十分究明することによりまして、初めて国家の損失ならば国家から支出するのが當然であります。この際、調査未了のままに直ちに国費によつて支弁するといふことは到底容認し難いのであります。更に過ぐる第六回国会の審議の過程におきまして、三浦林野庁長官は、第七回国会においてはこの責任の所在を明確にしたところの資料を提出する、こういう約束があつたのであります。それに基きまして、第六回国会の最後の大蔵委員会において可決されました場合に、私はその反對討論の中にも述べましたが、第七回国会とは即ち明日である、明日になつてそれらの責任の所在が明確になるならば、この際審議未了にしても一

向差支ない。こういふことを申上げたのであります。然るに先程委員長の報告にもあります通り、すでに第六回国会において十分審議を盡され、且つ可決されたが故に、今日は討論を用いずして採決すると、こうなつておるのであります。即ち政府の約束いたしました資料を我々に全く提示することなしに本案が可決せられた。かようなことになつておるのであります。更に過ぐる国会において議決せられました予算に關連しての問題でございするが、先ずこの薪炭需給会計が如何にでたらめなものであるかといふのは、この予算の組み方を見れば明らかであります。即ち過ぐる補正予算におきまして、違約金補正が驚くべからぬ一万二千倍といふことになつておるのであります。或いは又弁償金のごときに至つては二十一万倍の補正をいたしておるのであります。或いは六十倍、七十倍、こうした驚くべきところの補正が行われておる。このこと自体がすでに本特別会計が如何にでたらめに経理されておるかといふことが明らかになつておるのであります。尚、本会計において現品不足を生じたところの理由の二、三を見ましても、誠に驚くべきものがございします。特に現品保管中、盗難、火事、水害以外の理由によつて減耗したるもの、かような項目すらあるのであります。保管とは天災或いは人為的な理由の損耗を防衛することが

保管であるにも拘わらず、而も保管中、盗難でも水害でも焼失でもない天然自然に滅耗しておるといふようなことを平気で政府は述べておるのであります。かような点を一、二取つて見ます。この会計は全く内部の者の結託によつてかような損害が生じ、而もその理由を全く追及することなしに国民大衆の税負担に転嫁するといふ点、この一点からいいたしまして我が社会党は断じて本法案に反対するものであります。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 静肅に願います。
○島村軍次君(総) その結果によりますと、我々は先に衆議院の審査委員会において取上げられ、或いは又本参議院等におきまして、農林委員会その他において政府に対しその原因の究明を徹底的にいたされたいことは諸君の御承知の通りであります。社会党並びに共産党各位の御指摘になりました点は確かに本会計の不備より生ずる大なる欠陥であり、国の会計経理において将来これらの問題に一大警告を與えなければならぬ問題と私は存するものであります。併しながら今日若しこの法案を認めないという結果になりますと、先程来の各議員の御指摘になりました通りに、全国多数の生産者は一日千秋の思いでこの支拂を待つておるのであります。(その通り)「そこが全くの嘘だ」と呼ぶ者あり(その通り)「その法案が否決になるといふやうなことになるならば、年の瀬が越せないといふことは、すでに自明の理であります」(その通り)「泥棒に拂わせる」と呼ぶ者あり(この点は我々は、国会議員の立場において十分なる検討を加えなければならぬ問題と思つてあります。即ち支拂未済の問題は、我々これを支拂うだけの措置を講ずることとが国民に対する義務と信ずるのであります。(その通り)「それは二十億だ」と呼ぶ者あり、(拍手)この特別

○島村軍次君(総) 島村軍次君。
○島村軍次君(総) 私は緑風会を代表いたしましたして本法案に賛成するものであります。

その理由を簡単に申し上げたいと存するものであります。元来、新炭精給調節特別会計の赤字の問題は、昭和十四年以降十一年に亘る長い間の特別会計予算中から年々会計経理の不備の結果によつて(その通り)「いふことが分つたんだ」と呼ぶ者あり(今日の赤字が出て来たのであります)、「その通り」と呼ぶ者あり(この五十億億円の数字の出ましたことは歴代内閣の責任であります)、「この赤字を生じた原因並びにその責任については明らかにいたさなければならぬのであります」。

(導)よ、予算の小委員長の報告を見「たか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

会計を若し打切つたことによるいろいろな混乱のあることに対しては、我々も十分今後政府に警告を與え、究明をすべきことは当然であるのであります。が、只今申し上げたやうな理由によつて、我々は止むを得ずしてここに全国に亘る生産者のために、この法案を認めるを得ないという結果と相成ると思つております。(緑風会はいつてもそうだ、止むを得ずしてだ)と呼ぶ者あり(一面、政府といたしましては、この特別会計の卸売方面や輸送業者(例えば弁償金のこと)も)に對しまして有するいわゆる債権、その他一切の債権が完全に回収されてないといふことに対しまして、これが重大なる責任があるものであります。これらの点は大蔵委員会或いは農林委員会において相当政府に突つ込んだ質疑応答が行われ、その結果、政府もこれらの問題に対する将来の責任を或る程度言明いたしておる点等から考えまして、(それは仮定だよ、民自党の好き)「それは」呼ぶ者あり(所期の目的に向つてこれら清算の完了せられんことを要望いたす次第であります。以上の理由によりまして、緑風会本法案に賛成するものであります。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 静肅に願います。
○島村軍次君(総) その結果によりますと、我々は先に衆議院の審査委員会において取上げられ、或いは又本参議院等におきまして、農林委員会その他において政府に対しその原因の究明を徹底的にいたされたいことは諸君の御承知の通りであります。社会党並びに共産党各位の御指摘になりました点は確かに本会計の不備より生ずる大なる欠陥であり、国の会計経理において将来これらの問題に一大警告を與えなければならぬ問題と私は存するものであります。併しながら今日若しこの法案を認めないという結果になりますと、先程来の各議員の御指摘になりました通りに、全国多数の生産者は一日千秋の思いでこの支拂を待つておるのであります。(その通り)「そこが全くの嘘だ」と呼ぶ者あり(その通り)「その法案が否決になるといふやうなことになるならば、年の瀬が越せないといふことは、すでに自明の理であります」(その通り)「泥棒に拂わせる」と呼ぶ者あり(この点は我々は、国会議員の立場において十分なる検討を加えなければならぬ問題と思つてあります。即ち支拂未済の問題は、我々これを支拂うだけの措置を講ずることとが国民に対する義務と信ずるのであります。(その通り)「それは二十億だ」と呼ぶ者あり、(拍手)この特別

○島村軍次君(総) 島村軍次君。
○島村軍次君(総) 私は緑風会を代表いたしましたして本法案に賛成するものであります。

その理由を簡単に申し上げたいと存するものであります。元来、新炭精給調節特別会計の赤字の問題は、昭和十四年以降十一年に亘る長い間の特別会計予算中から年々会計経理の不備の結果によつて(その通り)「いふことが分つたんだ」と呼ぶ者あり(今日の赤字が出て来たのであります)、「その通り」と呼ぶ者あり(この五十億億円の数字の出ましたことは歴代内閣の責任であります)、「この赤字を生じた原因並びにその責任については明らかにいたさなければならぬのであります」。

會計を若し打切つたことによるいろいろな混乱のあることに対しては、我々も十分今後政府に警告を與え、究明をすべきことは当然であるのであります。が、只今申し上げたやうな理由によつて、我々は止むを得ずしてここに全国に亘る生産者のために、この法案を認めるを得ないという結果と相成ると思つております。(緑風会はいつてもそうだ、止むを得ずしてだ)と呼ぶ者あり(一面、政府といたしましては、この特別会計の卸売方面や輸送業者(例えば弁償金のこと)も)に對しまして有するいわゆる債権、その他一切の債権が完全に回収されてないといふことに対しまして、これが重大なる責任があるものであります。これらの点は大蔵委員会或いは農林委員会において相当政府に突つ込んだ質疑応答が行われ、その結果、政府もこれらの問題に対する将来の責任を或る程度言明いたしておる点等から考えまして、(それは仮定だよ、民自党の好き)「それは」呼ぶ者あり(所期の目的に向つてこれら清算の完了せられんことを要望いたす次第であります。以上の理由によりまして、緑風会本法案に賛成するものであります。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 静肅に願います。
○島村軍次君(総) その結果によりますと、我々は先に衆議院の審査委員会において取上げられ、或いは又本参議院等におきまして、農林委員会その他において政府に対しその原因の究明を徹底的にいたされたいことは諸君の御承知の通りであります。社会党並びに共産党各位の御指摘になりました点は確かに本会計の不備より生ずる大なる欠陥であり、国の会計経理において将来これらの問題に一大警告を與えなければならぬ問題と私は存するものであります。併しながら今日若しこの法案を認めないという結果になりますと、先程来の各議員の御指摘になりました通りに、全国多数の生産者は一日千秋の思いでこの支拂を待つておるのであります。(その通り)「そこが全くの嘘だ」と呼ぶ者あり(その通り)「その法案が否決になるといふやうなことになるならば、年の瀬が越せないといふことは、すでに自明の理であります」(その通り)「泥棒に拂わせる」と呼ぶ者あり(この点は我々は、国会議員の立場において十分なる検討を加えなければならぬ問題と思つてあります。即ち支拂未済の問題は、我々これを支拂うだけの措置を講ずることとが国民に対する義務と信ずるのであります。(その通り)「それは二十億だ」と呼ぶ者あり、(拍手)この特別

○島村軍次君(総) 島村軍次君。
○島村軍次君(総) 私は緑風会を代表いたしましたして本法案に賛成するものであります。

その理由を簡単に申し上げたいと存するものであります。元来、新炭精給調節特別会計の赤字の問題は、昭和十四年以降十一年に亘る長い間の特別会計予算中から年々会計経理の不備の結果によつて(その通り)「いふことが分つたんだ」と呼ぶ者あり(今日の赤字が出て来たのであります)、「その通り」と呼ぶ者あり(この五十億億円の数字の出ましたことは歴代内閣の責任であります)、「この赤字を生じた原因並びにその責任については明らかにいたさなければならぬのであります」。

○副議長(松嶋喜作君) 過半数と認めます。よつて本法案は可決せられました。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 許可を求めむ。
○副議長(松嶋喜作君) 栗山良夫君。

○栗山良夫君 本員はこの際、電力料金値上げに関する緊急質問をすることの動議を提出いたします。

○小林勝馬君 本員は栗山議員の動議に賛成いたします。

○副議長(松嶋喜作君) 栗山君の動議に御異議ございませんか。

○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許可いたします。栗山良夫君。

○栗山良夫君 首相の出席を要求いたします。

○副議長(松嶋喜作君) 只今要求いたしておりましたが、少し遅れるようであります。

○栗山良夫君 来られるわけですか。

○副議長(松嶋喜作君) 後刻見えられる筈であります。

○栗山良夫君 政府が去る十二月十三日告示を以て発表いたしました電力料金値上げは、電気事業の運営に画期的な将来を與えたばかりではなく、経済界或いは家庭生活に深刻なる影響を與

えるものでありますから、以下八点に互りまして私は首相並びに関係大臣の所信を伺いたしたのであります。時間に制限がありますので簡率直に質問の要点を述べるに止めますが、詳細はすでに係官を通じてお伝えいたしてありますから、何とぞ明確にお答えを願います。

質問の第一点は、自由経済と統制撤廃の基本理念の問題でございます。現政府は自由経済への全面的復舊を理想として、生産が需要を追い越したるものから漸次統制を撤廃することとして政策を進めております。然るに電力の生産はここ数年生産が需要を追い越す見込みはない。即ち電力不足の突進にありまします。このときに当り電力料金制度の大改革を断行して、火力料金の支拂い覚悟ならば使用勝手次第という、料金制度からする事実上の統制撤廃を断行したのであります。このことは政府の統制撤廃の理念に全く矛盾するものである、何か外に意図ありと推察されますが、首相はこれを何と考へられますか。又統制を撤廃した以上、不足電力の公平な配分のために電力統制を止むを得ないものとしたしまして、国民に電力制限を強要して参りましたところの理論的根拠を失つたわけでありまします。然るに電力不足の現状からして、電力制限の継続は不可避の状況下にあつて、電力統制の撤廃を断行した首相は、今後如何なる理論を以て電力

を断行したのであります。このことは政府の統制撤廃の理念に全く矛盾するものである、何か外に意図ありと推察されますが、首相はこれを何と考へられますか。又統制を撤廃した以上、不足電力の公平な配分のために電力統制を止むを得ないものとしたしまして、国民に電力制限を強要して参りましたところの理論的根拠を失つたわけでありまします。然るに電力不足の現状からして、電力制限の継続は不可避の状況下にあつて、電力統制の撤廃を断行した首相は、今後如何なる理論を以て電力

制限について国民に呼びかけるつもりであるのかどうか、この点を伺いたいのであります。

質問の第二点は電力の割当についてであります。先ず第一に、従来の電力割当は、電力の制限統制を主目的としたものであります。安定本部動力局の所管でございましたが、今後の割当はその性格を変えまして、料金の操作が中心でございまして、必然的に物価の所管となり、従つて機構の改革を要するものと考えますが、この点はどうお考えになるか。第二には、今回の料金改正の要点は、地域差付きの小売単価にあるとして議論が集中せられておりますけれども、これ以上に重要な点は給電電力量の中で標準電力料金引当に割当てられるところの電力量の枠の大小が問題であります。即ち火力料金は標準料金の約四倍という大幅な倍率でありますから、この枠を狭めれば狭めれば火力料金の負担が増大し、反対に拡めれば拡めれば負担が減少するのであります。従つてこの枠の操作如何によりまして、直ちに電気事業の経理を左右し、又需用者の料金負担の軽重に直接関連する重要な問題であります。而もこの重要な枠の決定は政府がこれを行うこととなつておりますが、私はこの標準料金引当の電力量の決定は、政府の外に事業者、需用者を含めた民主的な公開機関で決定せしめ、国民が納得するようにな

方途を講ずべきであると考えますが、その用意ありや否や。第三には、若し仮に以上のような場合に民主的に枠の決定ができましたとしても、尙問題が残つておるのであります。即ち標準割当量の中には水力ベースと火力ベースがあります。その比率は本年第四・四半期で全体の八七％が水力であります。火力ベースは正確に計画通り発電し得られまじやけれども、水力はその計画を河水の七ヶ年平均水量に置いておるわけでありまして、年々の異常渇水又は出水で非常に大きく変動するのであります。若し年度の初めに決定した標準電力割当量の責任発電を強要いたしますと、河水の変動によりまして電気事業の収入は意外な赤字或いは赤字となるのであります。併しこの赤字又は赤字は、当然事業者が独占し又は負担すべきものではなく、需用者にも公平に配分又は負担せしめなければならぬと思ふのであります。政府はこの計画と実績との間に生ずる大きな金銭的修正を如何ようにして実行しようとしておられるのか。この点を明らかにせられたいのであります。次に第四には、大口電力の標準別標準電力量の割当であります。家庭用及び小口電力の割当は一定の基準が設けられて国民に公開せられました。併し大口電力に関しては何らの表示がありません。何うと云ふよりも、従来電力需給調整規則を適用して政

府が個々に割当査定を行われるようであります。従来の電力需給調整規則が設けられました理論的な裏付けは、正に軍需生産を中心とした生産計画であつたのであります。ところが今や多数の産業は自由生産に入つておるのでありますから、政府がこの古い需給調整規則を基にして需用者の申請を査定する理論的根拠はなくなつたわけでありまして、従来においても、とかくの風評を生んだこの個別割当の査定は、今後は特にガラス箱の中で、事業者、需用者全体を含めた民主的な公開機関で行うべく改める必要があると考えますが、その用意ありや否や。今回の料金制度の地域料金を横糸といたしますならば、只今申上げました三点は正に縦糸であります。而も国民が直接知り得ない機微な新制度の心臓部であり、この制度の生殺を決定する重要な点でありますから、特に明快な答弁をお願いいたします。

質問の第三点は、料金の地域差についてであります。今回の電力料金制度の大眼目は、全国を九ブロックに分けて、各地区の水力及び火力の現在の発電電力量を基礎として各地区の発電原価を定め、これによつて各地区の独立採算を目的に大幅な地域差を設けたところにあります。併しこれが質問の第二点と併せまして非常な問題点であります。即ち水力、石炭などの天然資源は、国民がひとしくその恩恵に浴する権利を有しておるにも拘わらず、新料金制度では、一部地区に大幅な地域差を設けて特別の恩恵を許し、一部には苛酷を強いておるのであります。又戦前においては火力及び水力の発電原価は二対一でありまして、このため昔の自由経済時代におきまして、全国に散在した各地の電力会社は、大なる地域差を設けないで收支をバランスさせることができませんでした。又各産業は各地は異つたのであります。然るに戦後の異常な石炭代の値上りのために、この比率は七対一と大幅に開き、そのため今回のような大幅な地域差が生れたのであります。若しこの地域差を修正しないで強行いたしますならば、中国、四国、九州、北海道などの火力地帯の産業は決定的な打撃を蒙り、到底水力地帯の産業と競争し得ないのであります。今後の新規企業を新料金制度に合致せしめるために、その敷地を水力地帯に誘致することは別問題といたしまして、現に大幅な料金の地域差を予定しないで事業を興し、且下採業中の企業を、戦後の異常な石炭値上りによる火力原価の高騰の犠牲に供して、これを倒壊せしめることは、断じて許さるべきでないと思ふのであります。そこで政府はこの弊を改めるために次の三点を実行する用意があるかどうかを伺いたいのであります。

第一点は、政府がとつてゐるこの本州中部の水力電源開発第一主義を改めまして、水力電源不足地帯の中国、四国、九州、北海道地帯の開発を優先せしめまして、各地区の水力対火力の発電電力量の比率の均衡を得させること。

第二に、戦後における石炭の異常な値上りが今日の地域差の重要原因でありますから、火力用炭に大幅の国庫補助を行い、少くとも水力、火力の発電原価の比率を戦前までに復元すること。

第三は、各地区の独立採算制の強行を取り止め、当分日発の卸売料金でプールせしめることとあります。特に附言して置きますが、今回の料金制度の大眼目であるところの地域別独立採算制の確立は、その後の計数チェックの結果、及び火力地帯からの反対陳情などのこともあつて、本年第四・四半期に限つて、日発及び配電会社に一部プール制を残すべく措置中であると同つております。このような考えが政府にあることが、最も端的に私の意見の正しいことも政府みずから立証しておるわけでありまして、

質問の第四点は供給金の問題であります。政府は今回の料金改訂を機会に、電気事業者が需用者より電力料金二ヶ月分の供給金を収納し得るようになすことを決意いたしました。電力料金一ヶ年六ヶ月間といたしまして、百億円に上るのであります。事業者と需用者との需給契約は殆んど無関係でありますから、

この供託金制度は、正に身軽な形で長期資金を電気事業に與えたものであります。我が国産業界に前例を見ない措置であります。従つてこの供託金制度について、供託金を事業者に許すところの理論的根拠及び供託金の償還、配分金改訂告示で以てこのような大きな権利を電気事業者に與える根拠の四点を明らかにせられたのであります。

質問の第五点は、農業用電力料金であります。土地改良事業の一環として、今まで灌漑排水等の電力料金は特別の措置が講ぜられて來ましたが、今度は全部除外となりましたのであります。そのため、一例を挙げますと、岐阜県の揖斐川以東水害予防組合の本年度電力使用量を基礎として新料金に引き直しますと、標準料金のみとして約七割増し、超過料金を繰り込みますと実に八乃至十倍になると言われております。このままでは農家をして耕作を放棄せしめるがごとき重大問題の惹起も懸念されますので、灌漑及び排水用の料金は全部超過料金を徴收しないこと、基本料金は免除すること、料金割引制を設けること等の緊急なる対策を必要と考へますが、その用意があるかどうか。特に農林大臣に今回の電力料金が農業政策に及ぼす影響及びその対策について所信を伺いたいのであります。

質問の第六は、自家用発電設備等の

譲渡の問題であります。政府の行なつた電気事業に対する戦時中の強制統合に關しまして、戦後、旧事業関係者から買戻しが相当強く要請せられて來ましたけれども、新電気料金制度をめぐつて更に一段とその運動が活発化するであらうと想像されますので、次の二点について伺います。第一は、地方の山間部にあつた旧料金は又公営の電気事業を旧関係者に配電会社をして売り戻しせしめる用意ありや否や。第二は、鶴岡本館は最近、自家用発電所は旧所有者に売り戻しせざる用意のあることをたび／＼官明されておりますが、私の承知してゐるところでは、日及及び配電会社が買収したのは電気事業でありまして、自家用設備を買収した例はないのであります。恐らく大臣の何かお考え違いではないかと存じますが、若し大臣が旧事業者から日及が買収した設備を特定の産業法人へ譲渡したいとの意図でありますならば、事は重大でありますから、この際この点を明らかにせられたいのであります。

質問の第七は、新規及び増加契約の制限解除の問題であります。従來は電力不足に鑑み、電力需給調整規則を以て新規及び増加受電契約は政府の嚴重な抑制を受け、一馬力と雖も簡單には參らなかつたのであります。併し今や電力の統制撤廃が断行せられたのでありますから、すでに述べた通りに、この制度も直ちに廃止すべきであると存じます。若し受電電力量は解除したるならば、これは電気の正体を知らざる人のたわ言でありまして、國民を納得せしめるものではありません。受電電力の解除ができなくて受電電力量の解除をすることは、理論的に誤まりであるからであります。勿論、電気事業者が自主的に供給能力と見合せてこれを調整することはあり得ましうが、これは飽くまでも運用でありまして、法規で抑制することは理論的に誤まりでありますから、即時解除せられたいと思ふのであります。この点を伺います。

質問の第八は、同居世帯の電力割当であります。只今は同一家でただ一個の需給契約受電をしておりまして、同居世帯の數に應じまして電力の割当が行われて、公平を期して來たのであります。然るに新制度では、標準料金割当は同居世帯に關係なく一契約一世帯として処理せられますので、窮乏に喘ぐ同居世帯者は、四倍の高率な火力料金を負担しなければならぬのであります。不合理、矛盾これより大なるはないのであります。この点は即時訂正を要する緊急問題であります。その用意ありや否やを伺います。

外れておりますけれども、今日はさうなことの無いようにお願いを申し上げます。(拍手)

○國務大臣(青木義典) 只今の栗山議員の御質問につきまして、先づ第一に、新料金制は實質的に統制の撤廃と等しいが、電力需給がまだ不均衡である現在これを如何に考へるかという御質問にお答え申し上げます。

新料金制におきましては電力使用限度の割当は行わないことになりまして、一定量以上の使用量に対して火力料金を適用すること、それから基本料金を最大電力の実績によつて計算すること等によりまして、電気事業者の側の供給力の増加に努め、更に需用者の側においても需用電力の節約に努めることとなりまして、相当程度自動的に需給の均衡保持に役立つことができると考へるのであります。併し差向きのこの冬の渾水期におきましては、供給力にも限度がありますし、特に最大電力の需給につきましては、逼迫の危険がないとは言われませんので、万一需給の不均衡を來す虞のある場合には、適宜の調整措置を講ずることになつたと考へておる次第でございます。それから第二点でございますが、(そんな運用の問題じゃない)と呼ぶ者あり)電力の割当についての御質問と存じます。新料金制では電力割当が需用家の料金を左右することにな

るが、割当は今後物価庁で行う考へであるかどうかという御質問と存じます。そこでこれに對しましては、電力の割当の如何が電気供給事業者及び需用者の經理に影響を與へることは事實でございますが、今回の電力の割当は、その性質上需給の調整の趣旨を持つものでございまして、各種産業の生産計画との関連もありますので、安本において物価庁と十分連絡をとりまして、これを行なつて參る考へでございます。

それから第三点でございますが、電力割当を需用家団体等を入れて公開的に行う用意はないか、この点でございますが、電力割当に當りましては、極力各地区、各需用部門の実情を反映するよう努力する考へであります。需用家代表等を直接これに参加して頂くということは、私共としては不適当と考へております。従つてその用意はないとしております。

それから第四点でございますが、今回の割当に當つては、水力は七ヶ年平均の水量を基礎としてゐるが、豊水、渾水によつて割当を増減するかどうか。これについては、水力発電の状況が計画量より増減した場合でも、原則としてしまして割当量に変更しない考へでございます。

それからその次は電力の……(栗山良夫君「收支の問題はどうする。僕が聞いたのはそこなんだ」と述べ、尚、

幾つもございましたので、順次申し上げます。(栗山良夫君「一番重大なところが抜けておるのだ。今のところが一番重要なんだ」と述べ、笑聲)この第五番目でございますが、電力のごとき天然資源は、国民が平等に享受すべきもので、全国均一料金制もこの見地から採られておるものと考え、こういう御質問で、尚それを分ちまして、今回の新料金制はこれに反しておる、そうして既成産業に急激の打撃を與えようとする、この点に關して根本的にどう考へておるか、こういう点。もう一つは、新料金制によつて電源開発計画に変化を與えないか、こういう点。それから火力用炭への補給金が必要だと考へるがどうか、こういう点であります。次に、もう一つは、第四・四半期の割当です。ブルー計算を考へておるが、新料金制度の不合理を現わしておると思ふがどうか、こういう御質問であると思ふが、そこで先ず今回の新料金制は、根本的には各地区の電力原価主義によつたものでございませう。需用の性質によつて、例えば定額制電燈料金等については、その差は極めて小さくしてございませう。それから産業用電力については地域差が相當著しいのでございませうが、産業に與える影響を過渡的に緩和するために、第四・四半期の電力割当におきましては、基準料金を組み込むべき火力用炭を、地域原価そのままの配分によらないで、九州だとか、そ

れから北海道、中国、これらの地区におきましては、火力地帯に重点的に配分いたしましたして、そうして各地区の割当基準がほぼ均等になるように措置して、この間の影響を幾分なりとも緩和するということにした次第でございまして、従つてこの分につきましては、日発、配電会社間のブルー計算方式も過渡的に行う結果となるものと考へております。將來におきましては、必然的に地域原価によつて電気料金が定められることになると考へられますが、産業も各地区の特質に應じた差違をするのが望ましいというふうに考へておる次第でございませう。それから、向、電源開発につきましては、新料金制になりましたも需用が減少するとは考へられないのでございまして、現在計画しておる程度の規模のものは開発を進める必要があるものと考へます。併し地域別又は地点別には、各地区の特質、需給の状況等に鑑みまして、多少修正されるものがあると思へます。それから御質問の三になつてますが、火力用炭代補償の問題については、補給金は御承知の通り漸次廃止して行くという方向にございませう。且つ又補給金の支出によりまして電気料金を必然に引上げますことは、電気料金と他の物価との関係もございまして……(栗山良夫君「そんなこと聞いているのじやない」と述べ、笑聲)今回は実質賃金による火力料金制を採用いたしました次第で

ございませう。右お答え申し上げます。(拍手)
○國務大臣(稻垣平太郎君登壇、拍手)
○國務大臣(稻垣平太郎君) 栗山議員の御質問に對して、私に關係する部分についてお答えを申し上げます。
第一は、供託金制度は既契約需用家にも適用するのかどうかという御質問であつたと思ふのでありますが、供託金制度は新しい制度でありまして、今直ちに画一的に全国に実施して、既契約需用家に大きな影響を及ぼすといふことについては、十分種々の観点から考へなければならぬ点がありますので、この点につきましては実情に即した運営を図るよう考へたいと思つておる次第であります。
それから第二に、農事用の電力料金の値上げが著しいが、これを緩和する方法はないかという御質問であつたと思ふのでありますが、これにつきましては、今回の料金改訂に當つては、御承知のように原則として原価主義が採られておるわけでありまして、従つて料金は生産される電気の特質に基いて決定され、又需用家の種類によつて差別を付けることを避けておるわけでありませうが、特に農事用としての電力料金を決定されておることはお話の通りであります。併し灌漑排水用は、その需用の特性を考慮いたしまして、通産省といたしましては、標準料金を

適用する割当において調整をいたして行きたい、かように考へておる次第であります。
第三に、鉱山であるとか或いは工場等に対しては自家発電所を返還することとは不都合ではないかというお説であつたと思ふのであります。もとよりお説のごとき水力が天賦の資源であり、國民のひとしく享受すべきものであるからして、従つて発電水力の利用或いは電力設備の合理的の運営といふことのために、水力発電所は電気事業用として極力広範囲に総合運営を行うことが必要である、この点では、私、全く栗山さんと御同感であります。但し御承知のように、化学工場や鉱山の自家用の発電所のうちには、その事業の経営と密接不可分のものもあることも、これも栗山さんは御同意下さることと思ふのであります。
(「運うのだよ」と呼ぶ者あり)ただ先般私は、いわゆる自家発電所を返すという問題を申しましたことについての御尋ねがあつたのでありますが、この私が申しました意味は、成る程、法的には自家発電所を日発が取上げたのではないのでありますけれども、實際問題といたしまして、自家用であつたものがいろいろな経緯によつて日発の中に入り込んで行つた、こういうものが二、三あるのであります。こういう点について十分考慮をいたしたいといふことを申し上げておるわけでありまし

て、この問題につきましては、尚、電力再編成の審議会において十分御調査を願うつもりであります。できるだけ早く電力再編成審議会においてその結論が出ることを希望いたしておるような次第であります。
それから、その次は従量電燈料金について、世帯数に拘わらず同一基準によつて火力料金を徴収することは、同居世帯に對して非常に不合理ではないかという御質問であつたと思ふのでありますが、一般従量電燈料金については世帯数、取付電燈等を考慮しなければならぬ点もあると思へますが、実施に當つての事務の煩雜も考へて頂きたいし、又取扱等の不合理性等という点もありますので、今回の改訂におきましては特に世帯数による増加は考へられておりません。尚、最低使用料金を入れて計算いたしまするといふと、世帯数を考慮するの否によつて大きな差が生じないように我々は存じております。(栗山良夫君「新規の契約解除……」と述べ、よく聴き取れないのですが、何ですか。(栗山良夫君「新規増加契約の制限解除」と述べ、増額料金の何ですか。)
○副議長(松嶋喜作君) 又の機会にされたら如何ですか。(「冗談じやないよ」と呼ぶ者あり)
○國務大臣(吉田茂君) 栗山君にお答えをいたします。

只今通産大臣から詳細のお答えがあらうと雖、私においても同意見であります。電力の料金の改訂は現在の事情において止むを得ないことと存じますし、各地域の差は、地域の特質に依りて産業の発達を因らうとするものでありまして、やがて将来の電力再編成に備えんとするものであります。各種の企業の将来を十分考慮いたして処置いたしたものと御承知を願いたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣森幸太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(森幸太郎君) お答えいたします。灌漑排水用の電力料金につきましては、今通産産業大臣よりお答えがあつたわけでありまして、今回の電力料金の改正は農業生産の上に非常な關係を及ぼすのでありまして、御承知の通り、周年的に動力を使用いたしてありますもの、又天候の如何によつて臨時的にこれを使用するもの等に分れておるのであります。その需用地によりまして、いろいろ考え方も変わつて来るのであります。今回の増額に對しましては、できるだけ農民の負担の過重にならないように措置いたしたいと考えておるのであります。電力の割当量と超過料金率の適用關係につきましては、相当の余裕を認められておるようでありまして、電力の追加割当によりまして、補正使用分を普通料金によつて支拂ふことにいたしたいと、

かように考えておるのであります。又最大契約電力を全設備容量の七〇%以下にいたし、そして基本料金の減少を図ることとし、尚、電力を使用しない月の基本料金の免除につきましても、更にこれを実現いたしたく努力いたしておるのであります。従来の三割引の特典が今回廃止されるという問題につきましては、地区的に料金率も変わつておるのであります。その事情に即応するよう目下他の方面によりまして対策を考究いたしておるわけであります。(拍手)

〔板野勝次君発言の許可を求む〕

○副議長(松嶋喜作君) 板野勝次君。

○板野勝次君 私はこの際、食糧確保のための臨時措置に関する政令について緊急質問をすることの動議を提出いたします。

○鈴木清一君 只今板野君からの動議に對しまして賛成いたします。

○副議長(松嶋喜作君) 板野君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許可いたします。板野勝次君。

〔板野勝次君登壇、拍手〕

○板野勝次君 政府は去る七日、政令三百八十四号で食糧確保のための臨時措置に関する政令を出しまして、即日施行したのでありますが、この政令の

基礎をなします勅令第五百四十二号は、すでにしばしば我が党も指摘いたしましたごとく、新憲法と共に消滅したものでありまして、明らかに憲法違反であります。吉田内閣は、憲法無視の内閣であり、法律無視の内閣であります。すでに国鉄決定の問題をめぐります法律無視の態度によりまして、明らかにありまして、今回の政令公布に當りましては、野党各派は直ちに政府に對して次のように抗議を申入れておるのであります。「国会提出を避けてポツダム政令で強引に実施した政府の態度は、民意を蹂躪し、民主主義政治の原則たる議會主義を否認し、全農民に挑戦するものである。政府の度重なる国会無視の非立憲的態度に對し、野党各派は挙げてこれに反對する」と申入書を出しておるのであります。が、明らかに吉田内閣が農政に對する全く政治的な貧困を暴露したものであるべきでありまして、この政令を出します根拠になつたと言われておりますところの主要食糧の集荷に関する件と稱するスキャツピンは、すでに御存じの通り昨年十二月二十四日附で出されておるのであります。すでに一年以前ののものであります。而も前々国会以来審議を重ねて参りましたのに、参議院における三日間の審議では、到底審議を了することのできない事情にあつたのにも拘わらず、この審議未了になつたことを口実にいたしまして、国会の審

議権を無視するような態度は、断じて私達は農民と共に許すことのできない政府のファッショ的な態度と断ぜざるを得ないのであります。而も現在一年を経過した今日、何ら緊急性がないということは、すでに農林大臣が食糧法審議の際に強権發動をしないということを言明しておりますし、更にポツダム政令を出しますに當りまして、官房長官も、これは伝家の宝刀である、こういうことを申しておるのであります。何ら意味のないものであります。ならば、何故に政令を出すに至つたのか。憲法を無視してまでも政令を出すに至つたのか。明らかに我々が理解し得られることは、吉田内閣は農業政策の失敗を救済するために政令を以て摺り替へたものである。そして国会の審議権を無視しようとするこのような態度は許されるべきでないものであります。速かに政府はこのような国会審議権を無視するような政令の撤回をすべきでありまして、審議の経過からいたしまして、審議未了の責任はむしろ政府が負うべきであります。この際、審議未了の責任を負い、吉田内閣の農業政策の貧困であつたという全責任を負つて、吉田内閣は即時退陣すべきであると思ふのであります。が、總理大臣の率直明快なる答弁を望むのであります。

質問の第二点は、十二月四日の農林省弘報課が編集しておる「弘報だより」によりまして農相の談によりまして、第六国会では前回の参議院の修正案通り衆議院が可決したにも拘わらず、参議院においては審議未了になつた、その談話を発表しておるのであります。が、すでに前の本会議場におきまして補見農林委員長が、増田官房長官の談話に對する一身上の弁明の中にも明らかに指摘されておりますこと、政府のとりました農政自体では、到底農業の増産を確保することができないのであります。我が党は賛成いたさなかつたのでありますけれども、これを生かすために食糧増産確保基本法が附帶されておる。この事実を見落して、この「弘報だより」になが／＼と農相談を、繰り言を重ねておるのであります。が、これは明らかに我が参議院を侮辱し、我が農林委員会のつて参りました慎重なる態度に對して、全く無視した態度と言わざるを得ないのであります。事実を歪曲するも又甚だしいと言わざるを得ないのであります。これは私は何といたしまして農林大臣の失言であると断ぜざるを得ないのであります。本議場を通じて、このような事実を歪曲した談話を取消す意思が農林大臣におありかどうか。

第三点は、又農相談の中には、政令の公布は、国会を含む国民全体の責任において、ポツダム宣言受諾下に余りにも当然な道としてやつたんだ、こ

いふに談話を発表されておるのでありますけれども、これは明らかに政府の責任回避の線りに過ぎないのであります。吉田内閣の無為無策であると申しするよりも、むしろ農民をいゆる特約的な賃金奴隷にしようとしておるものであります。指令を具体化するに当りまして、これをむしろ悪用し、そうしてポツダム宣言の受諾の精神を農林大臣自身蹂躪しておるのと言わざるを得ないのであります。果して農林大臣はポツダム宣言をどのように理解しておられるのか。ポツダム宣言の中には、日本の国民を奴隷化しないこと、平和産業は無條件に拡大されるべきであること、

〔副議長退席、議長清席〕

更に軍国主義を徹底的に拂拭して民主主義的な傾向の復活強化に対するすべての障害を除去しなければならぬ、このことが指摘されておるのにも拘わりませず、この民主主義的な傾向に逆行するよう天下りのな処置をとつた、正に民主主義に反する農林大臣こそ消放されるべきものであります。宣言を如何に理解しておられるか。この機会に、果して農林大臣がお読みになつておられるかどうかさえも疑わしいのであります。この理解に対する態度について承わりたいと思うのであります。

第四点は、私はすでに農林委員会に

おいても指摘した点であります。昨年の食糧法審議の際におきまして、農林大臣は当時野党の立場において次のようなことを言つておられます。それは食糧法自体に対する農林委員の態度として、「この法律に、農民が納得するような割当をするといううまい言葉を使つておられるが、これはカモフラージュした一つのやり方であつて、やはり強制的な供出を行わなければならない」という結果になるのではないかと、農林大臣は「政府は供出に對してどういふ獎勵の措置を講じておられるか。供出以外のものに對しては三倍で買う、これが獎勵の措置とは言えないではないか」と言つて追及され、「價格の面におきましては生産者が満足するような價格にして、報奨物資で釣るといふことは止めてはどうか」「無理な供出割当と、そうして課税が苛酷であるために、耕地の返還が非常に多いではないか」といふうなことをいつて報奨措置に対する農林委員の見解を明らかにされ、更に供出のやり方につきましては、次のように速記録には書いてあります。「この田からはこれだけ穫れるからこれだけの余分が出て来る。それが部落から町村、町村から郡、郡から県に集まつて、何処の県は「いも」はどれだけ、米はどれだけ供出する能力がある。それが本當

の供出の割当だと思ふ。今は大まかに知事をして、これは連合軍とも相談したのだから」といふことで、これだけ供出せよと上から天下りのにやる。ここに無理な、適正ならざる不合理な割当があると思ふ」と言つて追及されておるのであります。当時私はスキヤツピンに基く改正案が上程されました時に、この速記録を引用して農林大臣の見解を質した。果してこのとき言葉をおのまゝ農政の上で実現しようとしておられるか。若しこのことが実現できなかつたならば、農林大臣の椅子を退くべきではないか。要らんこつちや」と呼ぶ者あり。それこそ眞に農政を生かす途ではないかといふことを追つたときに、農林大臣は今尚その信念に変わりはないが、年度の途中であるから実現でき得ないといふことを言われたが、すでにその言葉を聞いて八ヶ月、果して農林大臣が就任以來農村のために何をやられたのでありましょ。スキヤツピンの第一には、主要食糧をできるだけ最大の限に集荷するといふことと同時に、次には主要食糧の生産と供出に對して、農民に報奨を與える措置をも含めて、主要食糧の生産を最大にする必要の処置を講ずる点が指摘されておるのであります。然るにも拘わらず、このような報奨の措置に對しては、逆に超過供出の買上げ價格を三倍から二倍に切下げて行く。民自営みから選んで参りました米価審議

会の米価決定に當りまして、それを下廻るような低米価を押し付けて來、更に農村の必要とする肥料その他の物資におきましては大幅な値上をされて來ておる。明らかにスキヤツピンの指摘したとおりです。報奨措置どころか、逆に農村を虐待するやうな措置でありまして、何ら改善の跡は一つも認めていないのであります。農産物と工業品とのシェーレの差は拡大し、農家の預貯金は減少して、負債はますます過重になつて來ておるのであります。果して農林大臣が就任されて以來今日まで如何なる改善の跡を示されたか。私はただ農林大臣が、吉田内閣が米券制度以外には何ら農政改革の意図のなかつたことが、この八ヶ月間において明らかにされておると思ふのであります。このような何ら農政を改善することのできなかつた農林大臣が、果して農林大臣の椅子に就き得る状態にあるかどうか。深く、農政が実現し得ないのならば、この際農林大臣の椅子を退いて、何故に我が國の農業が保護されないかの事実を全農民の前に明らかにしてこそ、眞に農林大臣としての政治家としての進むべき途があると思ふのであります。農林大臣のこの点に對する見解を伺つて置きたいのであります。

第五の点は、農林大臣は農業恐慌につきまして、外国の安い食糧が窓を開いて入つて來る、「時間だ」と呼ぶ者あり。こゝういふやうな誤解の上に立つておられますけれども、現在の農業恐慌は、大資本本位の統制政策から來すところの低賃金政策、低米価政策による恐慌を断つて見逃すことができないのであります。外国食糧も上陸しまして日本の低米価政策に遭つてむしろ顔負けをするやうな状態であり、国内の低賃金、低米価にマツチさせるためには、輸入食糧が増大すれば大衆課税による補給金が殖えて來る、輸入食糧は高く買つて來て安く配給しなければならぬために、農民の負担も大衆の負担も重いのであります。そこで私は最後に總理大臣に伺つて置きたい第二の点は、農林委員会におきまして、私が政府の食糧輸入政策と国内の自給体制について質問いたしました際に、農林大臣は、我が國の食糧政策については自主性が無いのだと答弁し、青木安本長官は自主性があるのだと言われたのであります。果して我が國の食糧の自給体制或いは食糧の輸入政策について、政府に自主性があるのかないのか。この二人の大臣の答弁の食い違ひを、總理の口から、どのような事態になつてゐるか、この点を明らかにして置きたいと思ふのであります。(拍手)

私は最後に農業の保護政策について伺いたのであります。すでに質問の時間がなくなりましたので、他の諸

点につきましては別に農林委員会において質問をいたすこととして、この際、質問事項を留保いたして置きたいと思ふのであります。(拍手)

〔国務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

○国務大臣(吉田茂君) 食糧確保のための臨時措置に関する政令に關して板野君の御意見は、政府の全く同意せざる所であり、総司令部の覚書、指令に対して、かくいたすことが最も適當なりと政府は信ずるものであります。その他のことは主管大臣からお答えいたします。(拍手)「答弁がでないのか」「明瞭」と呼ぶ者あり

〔国務大臣森本太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(森本太郎君) お答えします。板野議員からはたび／＼同じ御質問を承つてゐるのであります。食糧確保につきましてはポツダム政令によりましたことは、今總理のお答へになりました通り、政府としては、この指令に対する由來なるやり方として責任を果したわけであり、(果してないじゃないか)と呼ぶ者あり、尙、参議院において未了となりましたことは、これは事実をお話したことでありまして、而も参議院の決議されたことについて、先般基本法が伴つてゐるというお話がありました、あの食糧確保臨時措置法の改正法律案に附帯決議としてお出しになつたではありません。決してあの食糧法の改正案に、参議院から附帯決議としてあの基本法が作ら

れたのではないことは、御承知の通りであります。

それから尙、供出制の根本改革は、内閣成立当時受領したスキャップソンの責任を完遂したものでありまして、決してこれは憲法に違反したものではないと、かように考へております。(拍手)

〔内村清次君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤寅次郎君) 内村清次君。

○内村清次君 本日は、この際、国鉄裁定に対する緊急質問をすることの動議を提出いたします。

○宇都宮登君 内村君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤寅次郎君) 内村君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤寅次郎君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許可いたします。内村清次君。

○内村清次君 大蔵大臣が出席されておられません、この問題は、大蔵大臣とは非常に重大な關係がありますので、議長から出席を……。(次会)と呼ぶ者あり

○議長(佐藤寅次郎君) 大蔵大臣は關係方面に出席中であり、後日出席をせられるのであります。

〔内村清次君登壇、拍手〕

○内村清次君 私は国鉄仲裁裁定に關しまして關係大臣の所信をお伺ひしたいのであります。

去る十二月二日発表されました国鉄公社紛争に関する仲裁委員会の裁定を中心といたしまして、政府の無理難、無誠意の態度に對しまして、全国の民衆的労働組合は、政府みずから法を破るがごとき暴挙に對しまして、率けて罷免自重の限界に達し、合法的労働運動の終局であるとして、今や一触即発の極めて重大なる段階にあることを痛感する次第でございます。政府は今回の仲裁委員会の裁定を国会に付議するに當りまして、法律違反行為を無理押しに強行しようとする態度に對しましては、幸いに議院運営委員会におきまして、予算措置の伴わない裁定書は審議の対象にならないといひまして、正しい論議が展開されていることは、参議院の權威にかけまして誠に當然なことであると思ふのであります。(拍手)その結果、満場一致、院議を以て可決せられました先般の決議に對し、政府は、裁定を尊重して速かに必要な処置を講じ、仲裁裁定に対する解決に努力せねばならぬ重大なる責任を負つてゐるに拘わらず、裁定発表後十五日間を経過し、決議可決後三日間を過ぎても、未だその手続が完了しておらないことは、誠に政府の怠慢であると言わざるを得ないのであります。吉田總理は如何なる理由によつて院議を輕視するがごとき態度に出られてゐるのであるか、その所信をお伺ひしたいのであり

ます。吉田總理は第六臨時国会の当初、私の緊急質問に對しまして、仲裁委員会の裁定があつた場合は善処すると答弁されております。仲裁委員三名の任命は公労法第二十六條によりまして内閣總理大臣が委嘱するものであります。その委嘱せられた仲裁委員が一ヶ月間を費して、専門的立場から詳細に調査し、裁定したものである。この權威に對しまして、且つ總理が答弁せられた善処すると言われた立場からいたしまして、日本の労働運動を合法的に推進せしむる上からも、日本の労働運動を今政府みずから非法に追い込むがごときの態度、又總理が答弁せられた善処するといふようなこの答弁が、全くその場しのぎの答弁であつて、國民を欺瞞するも甚だしいと言わねばならないと思ふのであります。

の赤字を積み重ね、又企業經理の犠牲となつて生活の窮迫の極から、漸く獲得した仲裁裁定の權利であります。仲裁裁定書の理由の第八には、「本裁定は、公労法第十六條及び第三十五條によつて当事者双方を拘束するから、公社は裁定の指示するところに従つてそれぞれ所定の時日までに裁定の内容を履行すべき法律上の債務を負担する。」債務を負担する、法律上の債務を負担すると明記されてゐるのであります。日本国有鐵道は国鉄法第二條によつて公法上の法人であります。本裁定が最終的に当事者双方を拘束する法律上の規定に従ひまして債務償還の義務が明確化されております以上、政府の無理難、無誠意の態度によつて、尙これに與する多数の與黨議員の冷然たる協賛によりまして、国会において本裁定が修正せられ又覆えされるがごとき議決があつたといひました場合と雖も、公社の債務償還の義務は尙存続するものであると思ふますが、これに對し運輸大臣及び大蔵大臣、法務總裁の明確なる御見解を承りたいのであります。

質問の第三点は、十二月二日、本会議場におきまして、私の質問に對しまして運輸大臣は、国鉄公社から未だ何らの報告がなされておらないから答弁の材料がないと言つておられます。すでに時日を経過いたしました法律上の期間も経過いたしましたのであります。この間、

国鉄公社は経理上の可能、不可能の部分、又一般的債務履行の点について、如何なる報告をなしておるか、その経緯をお伺いしたいのであります。尙これに対して運輸大臣は如何なる点に対処し、且つ又対処せられんとするのか、その所信を伺いたいのであります。

質問の第四点は、裁定には、明年度から国鉄は補正予算に比して約二百三十億の増収となり、又人員整理による余剰も七十億を見込むということができると言っております。従つて毎月十七、八億の余剰ができて、将来借入金償還も可能であるとされておるのであります。かかる経理上の見通しに對しまして、政府が当然国鉄の経理能力を超える部分につきましては、諸手当として支給ができるように、これは速かに予算化すべきでありまして、国鉄法第二十八條及び第三十九條によりまして、政府の当然なる義務であることが規定されております。この点を聊かでも拒絶いたしましたならば、政府みずから法律を蹂躪することと相成るのであります。この当然なる債務履行につきましては、大蔵大臣はどんな考えをお持ちにおられるか聞きたい。又公社経理におきまして不可能な部分の予算の措置、財源の問題、これもお伺いしたい。給與ベース改訂についての御意見もお伺いしたいのであります。マツカーサー元帥遺囑に基く公労法制

定の目的は、紛争を友好的に且つ平和的に調整して、公共の福祉を増進し擁護することでありまして、国家の経済と国民の福祉に対する公共企業体の重要性に鑑みまして、主張の不一致を友好的に調整するために最大限の努力を拂わなくてはならないと規定されております。国鉄労組は八月十五日から今日まで四ヶ月の間、この法律の規定を忠実に実行いたして、致々の不満もただ隠忍自重して漸く最終的段階に到達しました。この際に政府みずから法律を破るがごとき冷酷無道なる処置を敢てするにおきましては、一国の政治経済文化の動脈である国鉄の運営が果して円滑に行われるでありましようか。基本的な人権を制限せられ、その上、保障すべき生活権をも抑圧せられて、労働者の希望ある建設的協力がなし得らるるでありましようか。従業員を代表する全国の百名を超える人々が、悲壯なる決意の下に行なつてゐる合法的ハンストの最後の抗議を、政府は何と見られるでありましようか。日本の労働運動が平和的民主的に大転換いたしましたして、而もその直後に初めて適用されたところのこの紛争の解決を現政府が如何に処理されるか。又国会が如何にこれを処理するのであるか。今や国際的環境の的であるということを見逃しはできないのであります。ロンドンにおいて開催中の世界自由労連の大会に出席の日本代表から、今大会

は日本のこの仲裁裁定の問題を審議中であると入電があつたのであります。五千万の結成せられた世界の労働者が、日本の民主国会の公正なる審議を見守つておることを申し添えまして、これに對して吉田総理の所見をお伺いいたしまして、私の質問に代える次第であります。

〔国務大臣吉田茂君登壇、拍手〕
〔国務大臣吉田茂君〕 内村君にお答えをいたします。政府はこの問題を善処するため、又今日中にも結論を得ようとして、現に大蔵大臣はこのために関係筋との交渉をいたしておるわけでありまして、いづれ私は今日にも思いますが、結論を得まして、更に御報告をいたすことができると確信いたします。

〔拍手〕
〔国務大臣大原三君登壇、拍手〕
〔国務大臣大原三君〕 只今内村君の御質問は、第一点は、この仲裁委員の仲裁の額に對しての御質問でございますが、これは私はかように信じております。即ち国鉄仲裁は言ひまでもなく国鉄の経営者並びに組合両方に對してなされた裁定でございますが、国鉄総裁といたしましては、予算上可能な面に對しましては、直ちにこの支拂負担の義務が発生しておるというこ

とは言ふまでもないのであります。而して総裁の立場におきましては、いわゆるその負担行為が可能である、いわゆる予算的措置を講じないで支拂い得る額と、而して予算的措置を講じなければ支拂いが困難であるという面と、両方を検討いたして、実は去る十二月十日に政府に對しまして国鉄総裁の意見の具申がございましたのであります。その具申に基きまして、目下政府といたしましては、政府を挙げて、只今総理の答弁にもございました通り、これを解決すべく努力いたしておる次第でございます。果してこれが可分の場合、いわゆるこの三十億、年内の一部分は不可能であるかどうかという点に對しましては、いわゆる目下努力の最中でありまして、これは最も速かなる時間の中に解決を確信いたしておる次第であります。

〔拍手〕
〔国務大臣福田俊吉君登壇、拍手〕
〔国務大臣福田俊吉君〕 内村さんの御質問にお答えいたしますが、裁定は通常の場合におきましては直ちに当事者を拘束するのであります。つまり最終的決定といたしまして効力を発生するのであります。ただ公労法第十六條に申しております通り、公共企業体の予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするものにつきましては、その第二項によりまして、これを国会の議に付しまして、その承認を求めなければなりませんのであります。従つてかような場合におきましては、国会の承認があつて初めてその効力を発生いたしますのであります。その

ことは、若し国会の承認があればその裁定の當時に遡つて効力を発生するといふことを規定しておる点から申しましても明らかでありまして、若し国会の承認を得られませんか場合には、その裁定自体が効力を発生することなくして終るのであります。〔ノー／＼〕と呼ぶ者あり。従つて承認がありません前に債権債務は成立いたしませんのであります。

〔拍手〕
○議長〔佐藤武彦〕 この際お諮りいたします。
内閣委員長から、行政機構改革及び行政機関職員法定制度後における行政運営の事情を实地調査するため、愛知県、岐阜県及び大阪府に梅津錦一君、三好始君を、長野県、石川県及び新潟県に城義臣君、カニエ邦彦君を明年一月六日より一月二十日までのもう十日間、
人事委員長から、公務員の給與問題について实地調査するため、富山県、石川県、福井県、滋賀県、岐阜県及び長野県に赤松常子君、北村一男君を、群馬県、福島県、山形県、宮城県、秋田県、青森県及び新潟県に羽仁五郎君、木下源吾君を、島根県、鳥取県、福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県に大山安君、小串清一君を、十二月二十日より明年一月三十日までのもう十日間、
文部委員長から、教育文化施設、文

化財保護の現状を突地調査するため、
香川県、徳島県、高知県及び愛媛県に
木内キヤウ君、左藤義詮君を、佐賀県、
宮崎県及び鹿児島県に松野喜内君、鈴
木憲一君を、関東一円に河崎ナツ君、
三島通陽君を、十二月二十日より明年
一月二十日までのうち十日間、

外務委員長から、山陰並びに九州地
方における不法出入国問題の突情を突
地調査するため、鳥取県及び山口県に
徳川頼貞君、伊達源一郎君を、長崎
県、福岡県及び佐賀県に金子洋文君、
國伊能君を、鹿児島県に浅井一郎君、
伊東隆治君を、十二月二十日より明年
一月三十一日までのうち十日間、

水産委員長から、漁和に關連する國
際漁業協定及び市場法並びに水産業協
同組合法に關する突地調査をするた
め、京都府、大阪府及び兵庫縣に淺岡
信夫君、田中信雄君を十二月二十日よ
り明年一月二十日までのうち六日
間、山口県に青山正一君、千田正君を
十二月二十日より明年一月二十日まで
のうち七日間、福岡県、長崎県及び香
岐、対馬に江藤哲翁君、木下辰雄君を
十二月二十日より明年一月二十日まで
のうち十日間、

郵政委員長より、郵便事業用施設の
整備復旧状況、郵便送達迅速性及び
正確性の向上施策、郵便貯金業務の整
備並びに貯金増加の施策、簡易保険及
び郵便年金の新契約増加並びに契約維
持の施策に關する突地調査のため、大

阪府及び京都府に山田佐一君、渡邊盛
吉君を十二月二十五日より明年一月二
十二日までのうち五日間、靜岡県及び
愛知縣に中村正雄君、奥主一郎君を十
二月二十五日より明年一月二十二日ま
でのうち四日間、

電気通信委員長より、放送事業並び
に無線通信業務の地方における突情を
突地調査するため、靜岡縣、千葉縣及
び宮城縣に小林勝馬君、千葉信君を、
愛知縣、大阪府、三重縣及び兵庫縣に
大島定吉君、尾崎行雄君を、広島縣、
山口縣、福岡縣及び熊本縣に橋本萬右
衛門君、雄井康雄君を、十二月十八日よ
り明年一月二十日までのうち七日間、

建設委員長から、アース合風によ
る災害、治水並びに災害復旧工事、地
盤沈下対策事業等突地調査のため、宮
崎縣に石坂豊一君、島田千壽君を、群
馬縣及び長野縣に赤木正雄君、岩崎正
三郎君を、徳島縣、香川縣及び愛媛縣
に石川一衛君、仲子隆君を、十二月二
十日より明年一月三十一日までのうち
十日間の日程を以てそれら派遣した
い旨の要求がございました。これら四
十四名の議員を派遣することに御異議
ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認
めます。
議事の都合により本日はこれにて延
会いたしたいと存じます。御異議ござ
いせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認
めます。次会の議事日程は決定次第公
報を以て御通知いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時五十一分散会

○本日の會議に付した事件
一、議員の請暇
一、突地調査のため議員派遣の件
一、新炭需給調節特別会計における
債務の支拂財源に充てるための一
般會計からする繰入金に關する法
律案

一、電力料金値上げに關する緊急質
問
一、食糧確保臨時措置に關する政令
に關する緊急質問
一、国鉄歳入に対する緊急質問
一、突地調査のため議員派遣の件

出席者は左の通り。
議長 佐藤 尚武君
副議長 松嶋 喜作君
議員
濱田 寅藏君 小川 友三君
赤木 正雄君 井上なつゑ君
宇都宮 登君 江熊 哲翁君
大山 安君 加賀 操君
柏木 庫治君 鎌田 逸郎君
河井 彌八君 木下 辰雄君
小杉 イ子君 西郷吉之助君

鈴木 直人君	竹下 豐次君	入交 太藏君	中川 幸平君
高田 寛君	高橋龍太郎君	西山 龜七君	橋本萬右衛門君
田中耕太郎君	野田 俊作君	重宗 雄三君	廣瀬與兵衛君
波多野林一君	早川 慎一君	小串 清一君	林屋龜次郎君
藤井 丙午君	藤野 繁雄君	門屋 盛一君	小林 勝馬君
北條 秀一君	松村眞一郎君	大隈 信幸君	鈴木 順一君
三島 通陽君	矢野 西雄君	田中 信義君	佐々木鹿藏君
山崎 恒君	結城 安次君	仲子 隆君	櫻内 辰郎君
阿竹野次郎君	安部 定君	星 一君	小畑 哲夫君
飯田精太郎君	岡本 愛祐君	谷口彌三郎君	石川 一衛君
岡元 義人君	小野 哲君	村尾 重雄君	塚本 重藏君
九鬼紋十郎君	楠見 義男君	境野 清雄君	岩木 哲夫君
大屋 晋三君	植竹 春彦君	紅露 みつ君	岩崎正三郎君
島村 軍次君	下條 康廣君	山田 節男君	石川 準吉君
川村 松助君	小林 英三君	深川榮左門君	木村三郎君
玉置吉之丞君	寺尾 博君	淺井 一郎君	天田 勝正君
徳川 宗敬君	西田 天香君	尾形六郎兵衛君	内村 清次君
玉屋 喜章君	水久保甚作君	松下松次郎君	下條 恭兵君
一松 政二君	穂積眞六郎君	河野 正夫君	山下 義信君
堀越 儀郎君	町村 敬貴君	板野 勝次君	細川 嘉六君
松井 道夫君	岡田喜久治君	中野 重治君	中西 功君
小野 光洋君	渡邊 甚吉君	岩間 正男君	兼岩 傳一君
池田宇右衛門君	横尾 龍君	鈴木 清一君	千葉 信君
中川 以良君	寺尾 豐君	木村禮八郎君	姫井 伊介君
大野木秀次郎君	遠山 丙市君	椎井 康雄君	赤松 常子君
加藤常太郎君	城 義臣君	星野 芳樹君	金子 洋文君
淺岡 信夫君	堀 末治君	カニエ邦彦君	小泉 秀吉君
西川甚五郎君	大島 定吉君	千田 正君	藤田 芳雄君
黒田 英雄君	石坂 豊一君	羽仁 五郎君	伊藤 修君
小杉 繁安君	板谷 順助君	青山 正一君	森下 政一君
今泉 政喜君	黒川 武雄君	丹羽 五郎君	川上 嘉君
深川タメエ君	鬼丸 義賢君	佐々木良作君	中村 正雄君
深水 六郎君	北村 一男君	原 虎一君	梅津 錦一君

若木 勝藏君 三好 始君

米倉 龍也君 三木 治朗君

木下 源吾君 門田 定藏君

駒井 麿平君

國務大臣

内閣總理大臣 吉田 茂君

外務大臣 堀田 俊吉君

法務總裁 池田 勇人君

大藏大臣 高瀬莊太郎君

文部大臣 森 幸太郎君

農林大臣 稻垣平太郎君

通商産業大臣 大屋 晋三君

運輸大臣 青木 孝義君

國務大臣 本多 市郎君

國務大臣 増田甲子七君

政府委員

法制意見長官 佐達 達夫君

法務府事務官(法制意見第二局長) 林 修三君

法務府事務官(法制意見第三局長) 西村健次郎君

農林政務次官 坂本 實君

運輸事務官(鐵道監督局長) 足羽 則之君

定價 一部 四圓五十錢

送料 実費

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇 官報課
印刷 庁